

14-2 白川小学校いじめ防止基本方針

(1) 学校のいじめの問題に対する考え方

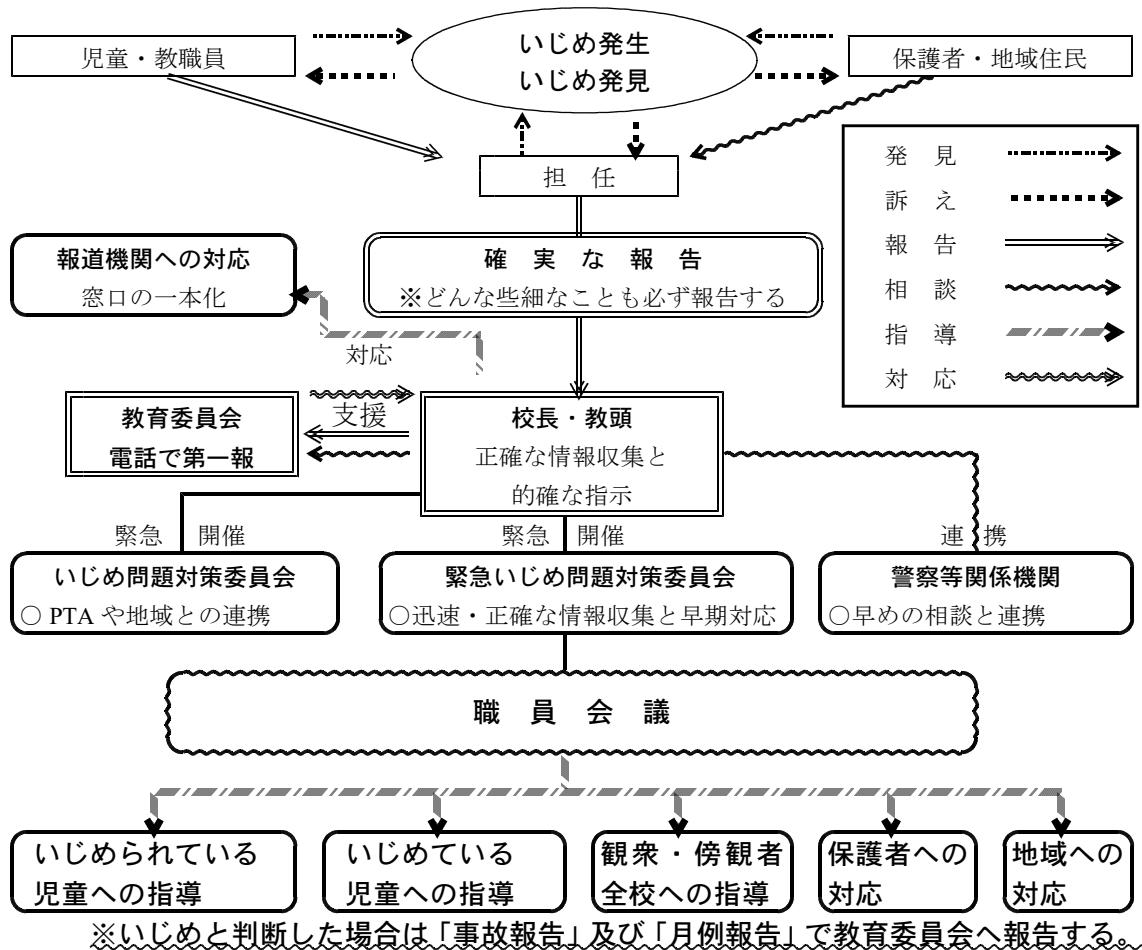
いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。特に、昨今、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応することが求められている。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤作り」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。尚、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることも含めて「いじめ」ととらえておく必要がある。

(2) 校内指導体制（校長を中心とした指導体制の下で、全教職員が組織的に指導にあたる。）



(3) 教員研修→教育指導計画書 P 85 「いじめ問題対応年間指導計画」参照

(4) いじめの防止・いじめの早期発見対応、いじめの対処について

①いじめの防止の取組 ~いじめを生まない土壤作り~

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 体験教育の充実
- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- 情報モラル教育
- 保護者と学ぶ規範意識講演会

②いじめの早期発見の取組 ~児童の変化を敏感に察知~

- 日々の観察
- 観察の視点
- 教育相談（学校カウンセリング）
- 毎月実施のいじめ実態調査アンケート→職員の共通理解
- 取組の実施状況の学校評価への位置づけ

③いじめの対処への取組 ~問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応~

- 「いじめ問題対策委員会」を招集する。
- 見守る体制を整備する。（登下校、昼休み、清掃時間、放課後等）
- いじめの情報のキャッチ（職員の情報共有） ※ただちに、管理職に報告
- 正確な実態把握
- 指導体制、方針決定 ★いじめられた児童を徹底して守る。
- 児童への指導・支援（性的少数者等当該児童の特性を踏まえた適切な支援）
- 保護者との連携
- いじめ解消の判断
 - ・いじめに係る行為が止んでいる。（すくなくとも3ヶ月が目安）
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていない。

(5) 教育相談体制

- ①スクールカウンセラー等専門家と担任との面談（年数回）
- ②子どもホットラインの周知

(6) 保護者地域等への働きかけ

①未然防止面

- ・自他の物を区別し大切に扱う心の育成
- ・携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り
- ・生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成
- ・地域での様々な体験への参加

②早期発見面

- ・日常的、積極的な子どもとの会話
- ・服装の汚れや乱れ、ケガのチェック
- ・子どもの持ち物の紛失や増加に注意

③早期対応面

- ・子どもを守る強い姿勢を見せる
- ・子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握
- ・問題解決へ向けた学校の方針の理解と協力
- ・いじめられた子どもを守る事への理解
- ・事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
- ・被害児童、保護者への適切な対応（謝罪等）
- ・いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通報できるように指導
- ・どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

④啓発

- ・いじめ防止基本方針のホームページへの記載
- ・いじめ防止基本方針の児童・保護者・関係機関等への周知（入学時、各学年の開始時等）